

雇用環境整備士資格 上級課程修了認定制度要綱

一般社団法人日本雇用環境整備機構

制定 令和2年12月1日

(目的)

第1条 本制度は、育児・障害・エイジレス・学生を対象者とする雇用促進と受け入れるにあたっての適正な職場環境整備のために、役員・管理職・人事総務担当部局に専門知識を有する管理者の育成・養成・設置を推進し、これら対象者への労働関係法令や受け入れた際の知識と情報を習得した者を雇用環境整備士として認定し、事業所内に専門知識を有する資格者を設置することで育児者・障害者・エイジレス・学生の雇用の適切な雇用環境整備の一層の推進に資することを目的としているが、更に高度な知識の習得により上級の位置づけの整備士資格者を育成の観点から養成し、別途認定し、一層高度な雇用環境整備の発展を目的とするものである。

設立趣意書

近年の雇用情勢は不況の影響を受け就職難に一層拍車がかかる傾向にあり、かつ、労働者意識は個々人のワークスタイルの多面化の傾向が顕著な時代となってきている。一方でこのような傾向は、雇用主側の活発な採用を妨げる要因に拍車をかけつつある。

もとより、出産後の育児中女性の社会復帰を望む動向、障がい者雇用問題、エイジレス（高齢者）雇用を国内促進すべきであることは、雇用者並びに使用者に課せられた責務であり国民の格差解消・公平な労働機会を保護する見地からも等閑視できないところである。

しかるに、近時の就業難により、社会的不安をかもしている状況に鑑み、労働基準法及び労働者派遣法が改正され雇用促進の強化が図られる一方で、育児・障がい・エイジレスへの推進は決して十分なものとは言えず、将来的に育児・障がい・エイジレス対象者となる若い世代においてもその不安は増大しつつある。

このような事態に対応し、育児・障がい・エイジレス対象者の雇用促進のための支援と事業主においてのこれらの適正な雇用環境の整備の推進を目的に、対象者への各種研修及び講習会を行なうとともに、雇用者並びに使用者への育児・障がい・エイジレス対象者の公平な雇用機会促進のための意識啓発と適正な雇用に向けての普及啓発並びに適正な雇用のための専門知識を有する管理者の育成・養成を行うこととした。今後、国民に対し、常時その時代の雇用スタイル及びワークライフバランスについての新しい知識と情報を提供し、その社会的立場を保護し、育児・障がい・エイジレス対象者の雇用の信頼性と促進性を高めるために、全国的規模の機関を設立して雇用者への意識向上と適正な就業を可能とする労働者を育成し、及び掌握を公益的に支援することが急務となった。

このため、一般社団法人日本雇用環境整備機構を設立し、研修・講習の業務を実施するとともに、育児・障がい・エイジレス対象者の指導、教育及び養成、雇用主への育児・障がい・エイジレスに関する適正な雇用環境整備を促進する管理者の養成、調査業務、公平なる雇用機会の推進及び採用に関する施策の調査、研究、普及並びに関係官庁、関係諸団体との連絡、協調を行なおうとするものである。

(社) 日本雇用環境整備機構

(制度の名称)

第2条 本制度は、「雇用環境整備士資格上級課程修了認定制度」と称する。

(用語の定義)

第3条 本制度において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 本機構 一般社団法人日本雇用環境整備機構をいう。
- 二 整備士 本機構が認定・登録する雇用環境整備士をいう。
- 三 認定 整備士または整備士上級課程としての専門知識を有すると判断され認定された者で資格及び修了、登録の総称をいう。
- 四 資格者 整備士としての専門知識を有すると判断され資格者証を交付された者をいう。または、上級課程を修了した整備士資格者をいう。
- 五 登録者 整備士としての資格者証を交付された者で本機構に登録された者をいう。
- 六 会員 本機構の会員制度の会員（法人会員・個人会員）をいう。
- 八 上級課程 整備士として有している専門知識に併せ、更に高度、上級、多岐にわたる専門知識の講座をいう。
- 九 整備士資格上級課程修了者 雇用環境整備士資格者であり、且つ更に高度又は上級の知識を習得した上級課程修了の認定を受けた整備士資格者をいう。

(整備士資格上級課程修了の対象者)

第4条 本制度の整備士資格上級課程修了の対象者は以下の者とする。

- (1) 雇用環境整備士資格者
- (2) その他、雇用環境整備士資格者同等の知識を有し、本機構理事長が対象者と認めた者

(整備士資格上級課程修了認定)

第5条 前条対象者が本機構の定める以下のいずれか一つに該当するときには修了証を交付し整備士資格上級課程を修了した資格者として認定する。

- (1) 本機構が実施する雇用環境整備士資格上級課程試験を受験し合格した者。なお、資格試験は育児者（Ⅰ種）、障害者（Ⅱ種）、エイジレス高齢者（Ⅲ種）、学生雇用（Ⅳ種）の4種に分かれており、取得している整備士資格に対応する試験しか受験できないものとする。試験等は各々開催されるが1項目以上を合格した者をいう。
- (2) 本機構が主催する雇用環境整備士資格上級課程講習会を受講し専門知識を習得した者。なお、講習会は育児者（Ⅰ種）、障害者（Ⅱ種）、エイジレス高齢者（Ⅲ種）、学生雇用（Ⅳ種）の4種に分かれており、取得している整備士資格に対応する試講習会しか受講できないものとする。講習会等は各々開催されるが1項目以上を受講した者をいう。
- (3) 上記以外の者で本機構理事長が整備士資格上級課程修了として特別に認めた者。

(整備士資格上級課程修了者の義務)

第6条 整備士資格上級課程を修了した者は、整備士資格者同様に育児・障害・エイジレス・学生の雇用における適正な職場環境及び雇用環境の整備に努めるものとする。また、整備士資格者同様に育児・障害者・エイジレスの雇用における知識習得に永続的に励行するものとする。

(整備士資格上級課程修了者の有効期限)

第7条 整備士資格上級課程修了者としての有効期限は原則として定めない。また、一定期間経過に伴う更新等も原則行わない。但し、本機構の意向により本制度の廃止等により効力を有しない状況が発生した場合はこれをもって有効期限満了とする。

(整備士資格上級課程修了者の登録)

第8条 整備士資格上級課程修了者として認定された者は本機構に登録される。登録事項は整備士資格取得の際の事項と同じとする。

二 登録は上級課程修了の認定をもって自動的に情報が書き換えられ記録される。

(登録事項の変更)

第9条 上級課程修了の登録者は、整備士同様に登録事項に変更が生じた場合は本機構事務局へ所定の用紙をもって変更申請をすみやかに行わなければならない。

(登録に係る費用負担)

第10条 整備士資格上級課程修了者としての登録に関して、費用の負担を求めることはないものとする。

(登録事項の守秘義務)

第11条 本機構に登録された事項は、本機構からの連絡事項等にものみ使用する。登録事項は厳重に取り扱うものとし整備士本人の許可なく公開等は一切行わないものとする。

(カード資格者証の交付)

第12条 本機構に登録された整備士が所有するカード資格者証への上級課程修了者である旨の記載はされないものとする。

(整備士資格上級課程修了者である旨の公開)

第14条 整備士資格上級課程修了者は、本機構のホームページ又は整備士名簿登載等を通じて上級知識を習得した上級課程修了の整備士資格者である旨を国民へ広く公開することができる。

(整備士資格上級課程修了者である旨の記載)

第15条 整備士として上級の知識者であることの周知のために所属する組織のホームページ又は印刷物・名刺等に整備士資格上級課程修了者である旨の掲載・掲示をすることができるものとする。就職活動等に際しての履歴書等への記載を希望する者も同様とし、本機構はこれを妨げない。

但し、整備士資格または整備士資格上級課程修了を本機構が認定していない者又は資格の取り消し等により無資格の者が雇用環境整備士または同上級課程修了である旨を

名乗った場合は商標権、名称使用权の侵害および虚偽行為等により関係法令に基づき罰せられる場合がある。

(報告及び調査)

第16条 本機構は、整備士資格上級課程修了に関して必要があると認めるときは、上級課程修了証の交付を受けた者に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

(資格の取消し及び使用の禁止)

第17条 本機構は、整備士資格上級課程修了証の交付を受けた者が、次のいずれかに該当する場合には、その認定を取り消し又は使用の禁止を命ずることができる。本機構より指示を受け資格の取り消しを受けた者はすみやかに修了証等を本機構へ返却しなければならない。

- (1) 偽りその他不正な手段により上級課程修了証の交付を受けたことが判明した場合。
- (2) 偽りその他不正な手段により雇用環境整備士資格を取得したことが判明した場合。
- (3) 整備士として育児者・障害者・エイジレス・学生の雇用促進に反する行為又は不利になる行為を悪意の下で行ったことが判明した場合。
- (4) 整備士資格を本機構への報告なく第三者へ貸与・譲渡した場合。
- (5) 上級課程修了証及び登録事項等に関する虚偽、改ざん又は改変を行った場合。
- (6) 正当な理由が無く、本制度要綱に反した行為をした場合。
- (7) その他、本制度の趣旨に反する不誠実な行為を行ったと本機構理事長が認めた場合。

(罰則及び免責事項)

第18条 本制度及び上級課程修了証等を虚偽、改ざん・改変又は無断で第三者へ貸与・譲渡した者は、商標権・著作権および虚偽行為により関係法令に基づき罰せられる場合がある。なお、資格の取消し及び使用の禁止を受けた者が、その後に発生した問題事項に関して、本機構は一切の責任を負わないものとする。

(本制度の終了)

第19条 本制度は本機構の判断により終了することができる。その際本機構は3カ月以上の期間をもって予め本機構のホームページ等にて告知しなければならない。

(了解事項)

第20条 本制度により整備士資格上級課程修了者として認定・登録を受ける者は、本制度要綱に同意したものとみなす。

附則

- 1 本制度は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 令和7年4月1日 加盟員制度が会員制度に改定につき一部修正(該当箇所下線部)